報道発表

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和３年４月２８日

文化審議会世界文化遺産部会（第１回）の開催について

標記部会を下記のとおり開催いたしますので，お知らせいたします。

記

日　時　　令和３年５月１０日（月）　１４：００　～　１６：３０

場　所　　文部科学省１５階１５F 特別会議室
　　東京都千代田区霞が関３丁目２番２号

議　題　（１）部会長の選任等について
　　（２）文化審議会世界文化遺産部会運営規則等について
　　（３）暫定一覧表の見直しについて
　　（４）世界遺産一覧表記載資産の保全状況について
　　（５）世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況について
　　（６）世界遺産の保全状況等に関する定期報告について
　　（７）前回の議事録・議事要旨について

【会議の公開及び諸連絡について】

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，報道関係者及び一般の方については，傍聴に代えて，会議の模様をライブ配信により公開する予定です。
　ライブ配信を希望される方は令和３年５月７日（金）１２時までに，傍聴登録フォーム（https://pf.mext.go.jp/admission/form_0001-41-2-2-2-2-2-2.html）にて御登録をお願いします。受付期間外に届いたものは，登録できませんので御留意ください。接続方法等の詳細につきましては，御登録のメールアドレスへ連絡いたします。
・議題のうち，（１）～（３）については非公開となります。
・会議資料につきましては，令和３年５月７日（金）までに HP に掲載します。
　http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaiisanbukai_nittei/

（上記 URL の「第５期　第１回」ページ（追って掲載）を御参照ください。）

＜担当＞
文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
世界文化遺産企画係
担当：岩村，大井，矢吹，小島
電話：03－5253－4111(代表)　(内線 4762)

第５期文化審議会世界文化遺産部会委員

（令和３年４月５日現在）

（正委員）

佐藤　　信	東京大学名誉教授
松田　　陽	東京大学准教授

（臨時委員）

伊藤　　毅	青山学院大学総合文化政策学部客員教授、東京大学名誉教授
池邊　　このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
岩本　　渉	アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長
黒田　　乃生	筑波大学芸術系教授
小浦　　久子	神戸芸術工科大学大学院教授
佐々木　葉	早稲田大学教授
鈴木　　淳	東京大学大学院教授
菱田　　哲郎	京都府立大学文学部准教授
藤原　　惠洋	九州大学名誉教授
二神　　葉子	東京文化財研究所文化財情報研究室長
本中　　眞	奈良文化財研究所長
山田　　幸正	東京都立大学プレミアムカレッジ特任教授
吉田　ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授、東京外国語大学文書館長

世界文化遺産部会の設置について

令和３年４月５日
文化審議会決定

１．設置の趣旨

文化審議会令（平成１２年６月７日政令第２８１号）第６条第１項及び文化審議会運営規則（平成２３年６月１日文化審議会決定）第４条第１項の規定に基づき，下記２．に関する調査審議を行うため，文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

２．調査審議事項

（１）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し，文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項

（２）世界遺産条約第１１条１に基づき，世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項

（３）世界遺産条約第１１条２に基づき，世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項

（４）その他，世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

３．部会の議決

文化審議会令第６条第６項及び文化審議会運営規則第４条第３項に基づき，上記２．に掲げる事項については，世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし，審議会が必要と認めるときは，この限りでない。

４．構成

文化審議会令第６条第２項の規定に基づき，会長が指名する委員，臨時委員及び専門委員により構成する。